

令和3年6月定例会
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年6月 8日 (火)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和3年6月 8日 (火) 午前 9時06分
閉 会 日 時	令和3年6月 8日 (火) 午後11時13分
委 員 長	橋 本 稔
委員会出席委員	
委 員 長	橋 本 稔
副 委 員 長	芝 寄 和 好
委 員	中 野 昭 竹 田 悦 子 田 中 克 美 坂 本 晃 金 子 雄 一
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	1人

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 6 3 号	鴻巣市税条例の一部を改正する条例	原案可決
第 6 8 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 4 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 佐々木紀演
市長政策室副室長 藤崎 秀也
市長政策室参事兼
秘書課長 小林 勝
市長政策室参事兼
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智
総務部副部長 森田 慎三
総務課長 國島 清文
総務課副参事 原口 佳之
職員課長 関根 正
契約検査課長 堀 岳夫
ICT 推進課長 中根 哲
やさしさ支援課長 小川 裕子

(財務部)

財務部長 山崎 勝利
財務部副部長 谷 広明
財務部参事兼財政課長 鈴木 誠司
財務部参事兼
資産管理課長 関口 敬一
資産管理課副参事 山岸 晃
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸
収税対策課長 野口 高志

会計管理者 大塚 泰史
会計課長 沼上 早苗
監査委員事務局長 小川 哲夫
監査委員事務局副局長 鈴木 恵子
吹上支所長 細野 兼弘
川里支所長 山縣 一公

書記 佐伯 幸子

書記 中島 達也

(開会 午前9時06分)

(委員長) それでは、ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。田中克美委員と金子雄一委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第63号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分の議案2件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

審査は、全て議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係ない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第63号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(財務部参事兼税務課長) 皆様、おはようございます。それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第63号の鴻巣市税条例等の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

これは、令和3年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。主な内容ですが、個人市民税では税制改正の扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、均等割及び所得割の非課税の範囲等に係る扶養親族について、原則として年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとするものです。また、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除

の特例、セルフメディケーション税制について、適用期限を令和9年度分まで延長するものです。固定資産税では、民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備を促進するため、特定都市河川浸水被害対策法または下水道法に規定する認定事業者が整備計画に基づき令和6年3月31日までに設置した一定施設について、固定資産税の課税標準額の特例措置が創設されましたが、本市における特例割合を国の示した特例割合である3分の1を参酌して3分の1に定めるものであります。なお、個人市民税に関しては令和6年1月1日から、固定資産税に関しては特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日、またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日からの施行としております。

以上で議案第63号につきましてご説明申し上げました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

（委員長）これより質疑を求めます。質疑はありますか。

（田中）通告してありますので、質疑をさせていただきます。

控除対象親族とはということなのですが、一応16歳未満の国外居住親族、これ分かりやすくちょっと説明していただきたい。子どもとか孫だとか、あと親だとか、その辺の言い回しで言ってもらいと分かりやすいのですが、その点をご質問いたします。

（財務部参事兼税務課長）まず、国外居住親族とはでございますが、こちらは非居住者です。非居住者とは国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない個人と規定されておりました、1年以上国内に住所を有しない、そういった方、そういった個人である親族が国外扶養親族ということでございます。今回、国外居住親族のうち控除対象扶養親族でございますが、これは年齢でいきますと16歳以上30歳未満、それと70歳以上の扶養親族であります。ただし、30歳以上70歳未満の国外居住親族であって、次のいずれかに該当する者は控除対象扶養親族に該当するということで、その要件がまず1つは留学により国内に住所及び住所を有しなくなった者、それと2つ目が障がい者、それで最後の3つ目が、その納税義務者から前年において生活費、または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者、この方につ

いては30歳以上70歳未満の国外居住親族であっても、控除対象扶養親族に該当するということをございます。

以上です。

(田中) まだちょっとよく分からないのですけれども、日本を離れて外国に行ってしまうている要するに16歳未満と、また16歳以上の親族ということなのだろうけれども、前にうちの関係でもそんなようなのがいたのですけれども、要するに向こうは向こうで税金を払っているわけで、あとアメリカなんかだと向こうの居住権なんか持っていたりして向こうでやっていて、こっちのは籍をこっちに残しているという場合かなと思ったのだけれども、そうではないのですか。住民票、要するに籍があるなしにかかわらず、国外居住親族に対しての税の措置なのですか。聞き方もちょっと分からないのですけれども。質問がちょっと分からないのですか。分かりやすくちょっとお願いしたいのです。要するに国内にいない人の話ですよ。だから、極端な話、市町村であればよそへ転居してしまっただという人話だと思えるのですけれども、その辺をちょっと分かりやすく解説をお願いしたいのですが。

(財務部参事兼税務課長) ただいま委員さんからご質問がありまして、それでこのケースは日本人のみならず、例えば外国人の労働者、1年以上日本に生活して日本において税金がかかると。その場合なんかは、外国にいる扶養控除対象親族の方に扶養しているということもあり得ますし、またあるいは国際結婚ですか、結婚されて、配偶者の方の親族に対して扶養しているというケースもあろうかと思えます。また、委員さんがおっしゃったように、外国に留学とかされていた方も当然こちらに該当します。

以上です。

(田中) ありがとうございます。今のちょっと説明で何となく明るく先が見えてきたのですけれども、外国の労働者とかという話で何となく理解できたと思いますので、次の質問に入らせていただきたいと思いますのですが、セルフメディケーション税制を活用している納税者はどのくらいいるのかということなのですが、これに関してちょっとほかにもある

のですが、取りあえず納税者数ですか、私ほかにもちよっと継ぎ足したのですけれども、それは通告していないから駄目かな。

（委員長）大丈夫です。

（田中）要するにこの制度が2017年の1月からだったよね。1万2,000円から8万8,000円までの間で、これ両方の所得税と要するに地方税、住民税のほうのでやっていくと、自分で計算したのですけれども、金額的には大体平均的に所得税2割の住民税が1割ぐらいだということ、最大でも2万6,400円ぐらいかなというのをやったのですけれども、税金で普通の医療費控除でいくと10万円まではちょっと控除にならなくて、それを越えた分の大体1割分ぐらいかなとか、その所得、課税額にもよるのですけれども、その辺で要するに納税者数の数と額の間を聞きたいということです。

（財務部参事兼税務課長）それでは、お答えします。

まず、この現行のセルフメディケーション税制が平成28年度税制改正において創設されて、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に支払った対価が現在は対象とされております。本市におけるセルフメディケーション税制の対象者でございますが、まず令和3年度につきましては17件、令和2年度が27件、令和元年度が25件、それと平成30年度が25件ございました。先ほど委員さんがどれぐらい所得税と住民税還付になるかということでシミュレーションされておりましたが、このセルフメディケーション税制は1万2,000円を超えた分が対象となりまして、上限が8万8,000円ということになっております。先ほどのそれぞれの年度の件数に対して控除額が幾らされたかということで申し上げますと、令和3年度が47万8,556円、令和2年度が70万6,421円、令和元年度が74万1,111円、それと平成30年度が61万8,018円ございました。実際の市民税の額につきましては、令和3年度が2万8,700円、令和2年度が4万2,300円、令和元年度が4万4,400円、平成30年度が3万7,000円ございました。

件数と金額については以上でございます。

（田中）ありがとうございます。今の時点で、これって多分処方箋以外

の薬の関係だと思えるのですけれども、ちょっとよく調べると対象になる、額的には医療費と薬代を控除したほうが、10万円を超えればある程度の金額にいくかなと思えるのですが、これだと要するに医療費を下げるためにやる制度だというような内容で説明が出ている部分があったのですけれども、薬とかも認定されている、使えるのと使えないのというのがあるということなのですが、全体的に見るとそんなに大きいものではないというのが分かりました。

それと、次の質問、多分通告してあったと思うのですが、どこまでの範囲で活用しているのかというので、ちょっとよく医者に行く交通費だ付添いだとかというのもなるとかならないとかという説明がどこかに書いてあったような気がするのですけれども、そこについてもちょっとお聞きしたいのですけれども。

（財務部参事兼税務課長）今委員さんからのご質問は、セルフメディケーション税制における、その控除対象になる内容でということによろしいわけですか。すみません、ちょっとそこの大枠の内容といたしますか、例えばセルフメディケーション税制ですと、市販されている医療品のところにこの表示が、これはセルフメディケーション対象ですよとか表示がされておまして、あと購入した場合、そのドラッグストア等からのレシートにもちゃんと印が書いてあって、それがセルフメディケーション税制対象の医薬品であるということが分かるかと思えます。実際そのレシート等で申告のほうしていただくようになるかと思うのですが。

（田中）今の説明なのですけれども、書いていない、その印が入っていないものもあるので、薬剤師に確認をとるかという説明が調べると書いてあったのですが、私がちょっと質問したのはその範囲なのですけれども、税金の申告のときにもらったセルフメディケーションの説明書の中に今言った行くのにかかる費用、医者に行くのにかかる費用などもセルフメディケーションの税制に値するというような説明があったかと思うのですが、勘違いだったら取り消しますけれども、そこをちょっと確認しなかったのですけれども、だから極端な話、今の薬以外には何がありますかということなのです。だから、薬以外にもあるのではないかなという

ことでお聞きするのですけれども、質問は。

（財務部副部長）今委員さんのご質問ですけれども、交通費のほうですね、セルフメディケーションに限らず、通常の医療費控除のほうもそうなのですけれども、自分で例えば足をけがして直接病院に行けないとかということもありますので、そういったときのタクシー代、あとは電車、バス等ご利用したときの交通費に関しては、医療費控除と一緒に計上することは可能となっております。（P.15発言の訂正あり）

以上です。

（田中）ということは、セルフメディケーションの利用の中、控除の中にも今言った交通費等も入れてもいいということによろしいわけですね。

（財務部副部長）おっしゃるとおりです。

（竹田）田中委員の質問とダブっていたところもありますので、その部分はやりません。私の、一番最初、議案第63号の個人市民税の扶養控除に関する国外居住親族の取扱いの中で、そもそもこの税制改正の目的は何なのかを最初にお聞きします。

（財務部参事兼税務課長）目的でございますが、国外居住親族に係る扶養控除の適用について、所得要件の判定につき国内源泉所得が用いられていることから、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの指摘を踏まえ、適用対象の見直しを行ったところでございます。

以上です。

（竹田）一定以上の所得がある人もいわゆる扶養とみなされているという指摘がある中で今回税制改正になったということですから、いわゆる国外居住親族の所得の確認というのはどのようにされていくのか確認します。

（財務部参事兼税務課長）ただいま委員さんがおっしゃったことは、国外居住親族の所得ということですが、その方の所得の確認は行いません。先ほど言った送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類を添付していただくこととなります。

以上です。

（竹田） ちょっと通告の中にはないのですが、この税制改正の状況を調べてみると、昨年3月にこの地方税法改正の中で法律が改正されて今回鴻巣の税条例改正になってきているわけですね。今回の条例改正の中にも施行日が令和4年だったりとか、すぐさまやったりとかいろいろあります。そういう点でいうと、今回の国外居住親族の取扱いの部分というのは去年の法律で成立しているのだけれども、今の時期にこの鴻巣で税条例改正をするという部分というのは国から指導があったのか、それとも地方自治体の独自なのかをお尋ねします。

（財務部参事兼税務課長） 委員さんのおっしゃるとおりで、この国外扶養親族の改正については令和2年度の税制改正で行われております。実際に施行日は先なのですが、その辺の関係で県を通じてちょっと確認をしたところ、今回の令和3年度に均等割、所得割の非課税限度額の範囲の見直しを図ったことについて、こちらは施行日が令和6年1月1日からとなっております、その税制改正に対して慎重に対応したということで、今回の令和3年度税制改正においてそういった市税、関係条例の整備ということで通告が来た次第です。

以上です。

（竹田） 地方税法改正が国会で行われて、その施行日が本当に非常にランダムであるということもあと思いますので、そうするといわゆるこの適用というか、行うに当たっては、本会議でも質問されていましたが、当該者の人にはよく徹底する必要があるというふうに思います。そういう点での徹底の周知の仕方について、改めてお聞きしておきます。

（財務部参事兼税務課長） こちらの市民税、県民税のまず税制改正につきましては、例年「広報かがやき」や市のホームページで掲載しております。今回国外居住親族ということで、外国人労働者もいるということで、市ホームページでは中国語、韓国語、英語をはじめ多言語対応しておりますので、外国人が閲覧しやすい環境になっているかなというふうには考えております。今後においても税制改正の周知はこちらは必要なことですので、分かりやすく周知のほうに努めていきたいと考えており

ます。

以上です。

（竹田）続いて、先ほどセルフメディケーション税制の問題は田中委員が質問をされて、同じ問題意識だったので、行いませんが、固定資産税についてであります。特定都市河川浸水被害対策法との関係で、それとあと下水道法に規定する箇所というので、本市ではないよというのは本会議でやりましたけれども、下水道法でいうと雨水の部分もあると思うのです。例えば雨水排水のところというところだと荒川に、糠田の排水場なんかは荒川、1級河川ですけれども、1級河川にポンプアップする規定というのはもう制限がされています。そういうふうにすることによって、例えば幸町とか大間の辺は大雨が降ったときに浸水したりとかしていますけれども、そういう箇所についてもこの固定資産税の減免との関係ではないのかどうか、このところをちょっと確認したいと思います。

（財務部参事兼税務課長）今回の対象となる雨水貯留浸透施設なのですが、こちら一定の雨水貯留浸透施設ということで、こちらは特定都市河川浸水被害対策法、それと及び下水道法の規定に基づき都道府県知事または公共下水道管理者の計画認定を受けたものが同計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設になります。本市には、該当する特定都市河川浸水被害対策法による特定都市河川流域や、あるいは下水道法による浸水被害対策区域が指定されていないことから該当する施設はございません。以上です。

（竹田）私がちょっと懸念をするのは、広島などの西日本での大雨とか、去年の東松山とか一定の部分で大雨が降って、特定都市河川浸水被害対策法に基づいたエリアがどんどんやってくると。だから、災害に対する認識がどんどん変わってきているのだというふうに思うのですが、そうした中でも鴻巣でも確かに、あの大きな、大規模な災害はなかったのですけれども、でもやっぱり家が浸水したりとかしているところもありますよね。だから、そのところでのいわゆる都道府県知事が指定する部分と、いわゆる下水道法は、公共下水道は鴻巣市がいわゆる事業主体ですよね。それとの関係では、両者の間で大雨が降るとこの地域は雨水排

水として浸水しますということで鴻巣市の首長としての采配で申請する
ということが可能なかどうかだけ、ちょっと確認をしておきたいと思
います。

（委員長）竹田委員、これはこの委員会ではないのではないですか。違
うと思います。これは、ちょっと答えられないのではないかと思います
けれども、答弁できますか。多分これは違う方向、委員会でやらないと
駄目なのではないかと思いますけれども。

（竹田）申し訳ありません。先ほど説明の中で、いわゆる特定都市河川
浸水被害対策法については都道府県の首長だと。例えば公共下水につい
ては、公共下水の主体は鴻巣市ですよ。だから、ちょっとそういうふう
にこのエリアとして質問しましたけれども、どう規定していくかとい
うのは誰が決定するかだとトップですから、それらも含めて、お答えが
できる範囲で結構ですので、税制に関わる部分ですから、ちょっとお尋
ねをしてまいりました。

（委員長）答弁できますか。ちょっとこれは違うと思います。竹田委員、
これは違う委員会だと思いますので、これは答えられないと思います。

（竹田）続いて、今国会で成立した地方税法改正の中では、納税環境整
備に関する項目も含まれていました。また、ハザードマップのエリアの
中で、鴻巣もハザードマップが見直しをされて、荒川が氾濫した場合、
それから利根川が氾濫した場合のハザードマップというのが示されてい
ます。例えば私のところですがけれども、両方とも2メートルから3メー
トル氾濫した場合には浸水エリアになるということも分かったわけです
けれども、そうした中で取得した不動産を持っているところを浸水しな
いエリアにした場合の不動産の課税というか、取得の特例というのです
か、については今後の条例改正の中には出てくるのかどうか。先ほど一
番最初に質問しましたがけれども、扶養親族の国外居住者についても昨年
の国会で成立して今回の条例改正になっています。今国会で成立した地
方税法改正の中で納税環境の部分は出てきていないということも含めれ
ば、この税制改正の今後の見通しというのをちょっとお尋ねをしておき
ます。

(財務部参事兼税務課長) 委員のご質問でございますが、まず令和3年度の税制改正において、先ほど委員さんがおっしゃった、こちらがハザードマップエリアからの移転で取得した不動産の課税標準の特例等という、こちらが創設されたということで承知しております。こちらの内容につきましては、不動産取得税になりますので、県税の関係でございますので、本市にはこちらは該当はございません。あと、この関係での条例改正ということでございますが、条例改正につきましては税制改正の大綱を注視して、県と情報共有をしていきながら税条例改正を行っていきたいと考えております。

以上です。

(中野) 議案第63号で、私もセルフメディケーション税制について通告しているのですが、さきの田中委員のほうからその内容について答弁がありましたので、この点については承知しているのですが、答弁の中でお聞きしたいのが、このセルフメディケーションはご存じのように大衆薬、売薬ですよ。例えば医科向けの場合はこれ医療費控除のほうでやるわけですから、医科向けは。したがって、薬局等で売っている言わば大衆薬、私たち薬業にいた人間としてはこれ大衆薬と言うのですが、この大衆薬にはさっき言ったようにこのメディケーション制度に該当するものと該当しないものがある。それは当然薬局のレジで、言わば出てきたやつで適用外とか適用というふうになっているという答弁がございましたけれども、大衆薬の場合には第3種医薬品、第2種医薬品、第1種医薬品があるのです。大まかに言ってこのセルフメディケーション税制に該当するのは、例えば商品名出して申し訳ないけれども、ルルだとかベンザだとか、こういう風邪薬はたしか第3種ないし第2種に該当すると思うのですが、この税制に該当する医薬品の適用外、適用、特に適用の場合、どのような、例えば第3種なのか第2種なのか第1種なのかということについてお聞きしておきたいと思えます。

(財務部参事兼税務課長) 委員さんからの質問で第1種とか第2種というご質問がありましたが、こちらでちょっと確認したのが、対象となる医薬品ということで医療用から転用された医薬品、こちらがスイッチO

TC医薬品ということで称しているのですが、こちらの医薬品の成分数が令和3年1月4日時点で88ということで、こちらはそのようになっております。対象となる医薬品の、これは薬効の例です。これが風邪薬、胃腸薬、それと鼻炎用内服薬、水虫、たむし用薬と肩凝りとか腰痛、関節痛の湿布薬がなるということで理解しているのですが、すみません、その第1種と第2種については、説明のほうは今ある資料ではちょっとできないのですが。

以上です。

(中野)今の説明聞くと、要するに薬事法等によって、あるいは規制緩和によって、医科向けの薬剤とほぼ同成分が、同じような成分というのが規制が緩和されて大衆薬として出されることを許可されているのです。そうすると、今の答弁の中では、主にはそうした医科向け、お医者さん、医者にかかって処方箋をもらって薬をするのが言わば医療費控除なのだけけれども、今の答弁ですと、そうした薬とほぼ同等で、なおかつ大衆薬が出ているわけです。こういうものが適用されるというふうに今答弁では受けたのですが、88種類あるというふうに聞いたのですが、そういう理解でよろしいかどうかだけちょっと伺っておきます。

(財務部参事兼税務課長)そのとおりだと思います。(P.15発言の訂正あり)

(金子)前の委員からも説明というか、ございましたけれども、セルフメディケーションの関係の、やはり税制の延長ということでございますよね。それにつきまして、ここに書いてあります附則の第6条中、令和4年度を令和9年度に改めるということです。それで、先ほどの説明の中で、その改正規定ということで下のほうを見ていきますと、附則の第6条の改正規定が令和4年の1月の1日ということで、何か先ほどの話ですとセルフメディケーションのほうがこれは令和3年の12月の31日ということだったので、令和4年の1月1日からということで整合性、整合性と言っては変ですけれども、そのような流れということでそのような期日になったのか、ちょっと確認いたします。

(財務部参事兼税務課長)委員さんのおっしゃるとおり、今回の市税条

例の改正については、令和9年度まで対象ということで5年間延長されました、国のほうで。こちらの5年間延長されたのが令和4年1月1日から令和8年の12月31日までということで、市民税の課税については前年中の所得に対して翌年度課税ということになりますので、令和9年度の市民税の課税が対象ということで改正をさせていただいております。以上です。

（金子）そうしますと、単純に今5年間の延長ということで、令和4年が令和9年になったということで9年度までということですね。それで、これについて5年間というものが、この9という数字が、5年間の延長という数字が、これは単純にどのようなことで5年間となったのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

（財務部参事兼税務課長）こちらの改正、税制改正で行われたわけですが、適用期限が5年間、何で5年間延長かということの質問であると思いますが……すみません、そちらについてはちょっと分かりかねてしまうのですが、通常税制改正で3年間だとか、そういった3年間で見直しとかいうのがございますが、今回の、当然いろいろな個人の健康管理の問題、健康診断受けたとか、あとはメタボ健診だとかいろいろ健康に気を使っていく中で、引き続きこの制度を延長させようということであったかと思えます。すみません、ちょっと細かくは言えないのですが。

（金子）そうしますと、5年ということでございますけれども、これに対しての内容的なものは今のものと同様ということで、税制だけのほうは延長ということで認識してよろしいのでしょうか。

（財務部参事兼税務課長）税制改正でその改正内容が、先ほど何回もおっしゃったとおり適用期限を5年間延長したことと、あとは本税制の政策目的として医療に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められる医薬品の使用を推進する観点を追加ということで、そういったこともなっております。あと、その前に中野委員さんから質問があった3薬効程度というのが、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるものについてはスイッチO T C成分以外の成分も対象に加

えるということで、今回だから一部その部分も改正になっております。
以上です。

（金子）そうしますと、税制のこの期間の延長というだけで、内容的なものは同じような内容のものを引き継ぐというか、延長されるということで、解釈でよろしいわけですね。確認ですけれども。

（財務部参事兼税務課長）最後の、すみません、先ほど私が申したのは、スイッチO T Cの成分以外の成分も対象に加えるということで、こちらが租税特別措置法の改正でこちらが記載されているのですが、その内容についてはそこまでちょっと確認はしていないのですが、そういった成分の見直しも随時行われているということは認識しております。

以上です。

（金子）理解できました。そうしますと、少し調整ということの部分も含まれているということでございますけれども、その部分も含めて本市に対する税制の延長の影響というものがどのようなものが予想されるかどうか、確認いたします。

（財務部参事兼税務課長）影響ということでございますが、先ほどほかの委員さんの質問に金額のほう答えました。令和3年度について、こちらのセルフメディケーション税制の控除額ということで2万8,700円だということで、実際医療費控除と比べて金額的には少ないものでありますので、今後同じような件数で推移していったとしても影響幅は、影響というか、市の税収に対して言えば、税収については影響は少ないものと考えます。

以上です。

（金子）議案第63号の文章中の真ん中辺りですけれども、附則の第5条第1項中ということで書いてあります。今度括弧で、この括弧書きですね、年齢16歳未満ということでこれを加えるということでございますけれども、これにつきまして今後、これ分からないですけれども、例えば年齢20歳未満とか、そういうふうなアップとか、ダウンはないと思うのですけれども、そういうものが考えられるのかどうか、ちょっと見解をお聞きいたします。

(財務部参事兼税務課長)こちらの16歳未満ということでございますが、よく年少扶養控除ということで今まで年少扶養も控除されていたのですが、児童手当だとかいろいろ給付がほかに増えた関係で年少扶養がなくなったという経緯もございます。いろいろ子育てしていく中で、その辺の年齢に応じて教育費だったりとかお金がかかる中で総体的にそういった税制改正がほかの、今一例として児童手当というのを申し上げましたが、ほかのそういった制度とリンクして考えられているのかなというふうには考えております。ですから、今後我々としては税制大綱とか、国のそういった動向を注視しながら税制について考えていきたいと考えております。

以上です。

(委員長)ほかに質疑ありますか。

(なし)

(委員長)質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長)次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長)討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第63号 鴻巣市税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長)挙手全員であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時58分)

◇

(開議 午前10時15分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

財務部副部長より発言を求められましたので、許可いたします。

(財務部副部長) 先ほど田中委員のほうからご質問のありましたセルフメディケーションの交通費の関係なのですが、交通費は医療費控除のみの適用となりますので、セルフメディケーションは医薬品の購入費のみということに訂正させていただきます。申し訳ありません。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

続きまして、財務部参事兼税務課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(財務部参事兼税務課長) 先ほど中野委員さんからの質問の中で、私のほうの答えたことでちょっと補足させていただきたいのですが、先ほど対象となる医薬品ということとその辺私答えたのですが、実際にはこのスイッチOTCの医薬品の成分数が88ということ対象数ではありませんので、あくまでも成分数が88ということでございます。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(田中) それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

11ページのところなのですけれども、埼玉県市長会への職員派遣に伴う給与費等交付金298万円の出どころと使い道はということで通告をしておるのですが、内容といたしましては、これ市長会、どこかに事務所があって、そこに職員はどこから来ているのかということも含めて、お金の出どころと使い道についてお尋ねをいたします。

(職員課長) それでは、まず事務所の所在地でございます。所在地につきましては、さいたま市浦和区仲町3の5の1、埼玉県県民健康センターの2階に事務所がございます。そちらのほうに本市の職員が派遣されて勤務をしておるものでございます。

それから、交付金298万円の出どころと使い道ということでございます。市長会への職員派遣に当たりましては、埼玉県市長会との間で研修職員取扱いに関する協約書を交わしておりまして、当該協約書において市長会が派遣職員の通勤手当や時間外勤務手当、休日勤務手当等についてはその全額、その他の給料、手当、共済組合費については2分の1を市のほうに支払うこととなっております。それと、使い道ということでございますけれども、市長会からのこの交付金につきましては、派遣職員分の人件費の特定財源として充当されるものでございます。

以上でございます。

(田中) ただいまのちょっと答弁で質問なのですけれども、派遣職員というのはその組合の市から来ているのではないかなとは思っているのですけれども、その構成というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(職員課長) 埼玉県市長会の事務局職員ですけれども、合計5人ということで聞いております。常務理事兼事務局長が1名、次長が1名、主任が2名、主事が1名ということで、この主任2名のうち1人が本市からの派遣職員でございます。

(田中) 今の説明でおおよそ分かりました。

それでは次に、同じページなのですけれども、埼玉県都市競艇組合特別補助金200万円というのがあるのですけれども、これたしか歳出のほうで花のある暮らし応援事業に使うというようなことだと思えるのですけれども、この都市競艇の補助金は一応はひもつきではないとは思えるのですけれども、一応予算としては今言った花のある暮らし、要するに花のある暮らし応援事業に使うということなのですが、花と緑の都市宣言事業の中の一部だと思えるのですけれども、その200万円というのは何割ぐらいに当たるのか。もとの事業が金額ちょっと覚えていないのですが、500万ぐらいだったかなと思えるのですけれども、その割合についてもお聞きいたします。

以上です。

（市長政策室参事兼総合政策課長）特別補助金の200万円につきましては、花のある暮らし応援事業、こちら予算総額524万2,000円になります。この中で花の引換券つきのチラシに戸田のボートレースの記載をしてPRを行うことで200万円全額をこの事業に充てることとしております。割合としては、520万円のうちの200万円ということですので、半分近くがこの特別補助金になるというふうに思います。

（田中）たしかこの特別補助金、都市競艇組合からもらうのは、毎年そのぐらいの額が来ていたと思えるのですが、使い道は今まで違うものに多分使ったと思えるのですけれども、今後も引き続き毎年のように来る見込みがあるのかどうかお聞きします。

（財務部参事兼財政課長）特別補助金についてのこれまでの関係ですけれども、こちらでお答えさせていただきます。

特別補助金、名称どおり特別な補助金ということで平成30年度に初めて交付をされました。その都度その都度今回限りという形で1回もらって、ですので当初予算にも計上ができないという形を取っております。我々といいたしますと、今回令和3年度に関してもいただけましたけれども、令和4年度についてはまだ何も決定されておられませんので、また都市競艇組合のほうで周知をしてほしいという要望があった場合にこちらの補助金、追加補助金が交付されるという形になると思えるので、今現在

ですと今年度のみというふうに我々はまだ考えさせていただいております。

以上です。

（田中）一応期待もしていいのかなというのは、それは答えられないですか。

では、以上で終わります。

（竹田）6ページと11ページが地方債として組んでいます。なので、その点からまず質問をしていきます。今回5%以内の金利ということで説明がありました。この地方債とした理由と、あと償還期間です。それについてお尋ねします。

（財務部参事兼財政課長）お二つ質問いただいておりますので、まず最初の地方債とした理由ということでご説明をさせていただきます。地方債に関しましてですけれども、臨時財政対策債等を除いた場合、公共施設とか災害復旧などの単年度に多額の財源を要する事業について地方債を発行することで事業の円滑な執行が確保できること、それと元利償還金という形で財政負担を後年度に平準化できること等があります。それと、今回計上しております2つの地方債につきましては、ともに交付税措置があることから予算化をさせていただいております。

償還期間についてですけれども、今後埼玉県と協議という場を設けさせていただきまします。協議において決定をしていく形になりますけれども、借入れの償還期間に関しては対象事業の耐用年数、それと借入金額、そちら2つを考慮させていただきまして申請をさせていただくこととなりますけれども、今現在想定されるのは5年または10年の償還期間になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

（竹田）今のご説明の中で、いわゆる最終的には交付税措置がされて有利な部分になるということですのでけれども、それで5%以内の金利で、例えばさっき言った総合体育館のエアコン設置のための設計委託として930万を5%以内に5年か10年かの間に償還するというこのことを考えたときに、金利を払って交付税措置をされるというけれども、その交付

税の中に色がついているわけではないので、非常に難しいのですけれども、今のコロナのための、国会では補正予算を組んできていて、国の借金が非常に増えているということが国民の間で懸念をされているわけです。そういう点からいうと有利な借金というか、交付税措置をされるからということで、とりわけ例えば930万を地方債にすることと国全体の財政との関係で本当に有利なのかというちょっと疑念があるものですから、あえて私はこの部分で質問させていただいているのですけれども、これはどうなのかな。交付税措置をされて、100%交付税措置をされる中身になるのか、それとも利息の部分を払って償還とする場合の差額分としてはどうなのかなというふうにちょっと思うものですから、この930万円だけとりわけ単年度ですぐさま出してしまったほうがいいのかというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

(財務部参事兼財政課長) 確かに930万、金額的には少額なものになります。我々とする、設計から翌年度の工事にかけて1事業として判断をさせていただいております。ですので、設計が少額であったとしても後年度の、翌年度の金額が多額であるというふうに想定されるものに関しては地方債を対象にさせていただいています。かつ、今回こちらの災害体制のほう、こちらのほうの地方債、交付税措置70%ということで他の地方債に比べてかなりの交付税措置があるものですから、交付税措置を取ったほうが有利ではないかというふうには考えております。

以上です。

(竹田) 分かりました。今回の総合体育館の設計費については930万だけれども、今後はまた追加補正みたいな形で工事費も含めた地方債になっていくという考え方でいいのかどうか、そこだけ確認します。

(財務部参事兼財政課長) こちら設計をかけて、設計が終わってから工事の予算となりますので、これから設計の入札とかもする都合、実施年度が令和何年になるのか、私のほうもちょっとそこは分かりませんが、一連の事業として設計、工事、工事監理も含めてですけれども、そちらのほうが一連の事業という形で地方債のほうを考えて申請をしまいでございます。

以上です。

（竹田）続いて、11ページの繰入金、財政調整基金から8,000万繰入れをしています。その中で、この中を見ると、本会議場でいわゆる新型コロナに対する臨時特例交付金の今後の使い道ということで他の議員が質問しておりました。今年度の中でも約1億4,000万くらい活用になるだろうというふうなご説明だったというふうにちょっと認識していますが、そうすると今の時点で財政調整基金から繰入れをしているということは、今は申請はしているけれども、決定の段階ではないので、取りあえず財源措置をして、国から特例交付金みたいな形で来たら財源の内訳、財源の繰入れの変更を行うという対応でいいのかどうか、ちょっと確認をします。

（財務部参事兼財政課長）先ほどのご質問について回答させていただきます。

これまでも委員のほうご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、国に対して事業の申請を行います。承認を得られるまでは財政調整基金などを取り崩しまして事業の実施を行い、国の承認を得られた次の議会にて歳入補正を計上して財源更正をかけております。よって、今回もそのような措置になるものと考えております。

以上です。

（竹田）分かりました。国会が6月16日で閉じられる予定で、そうした中では補正は組まれていないのですよね、新年度予算の、国会の中での。そうすると、その財源というのは、今8,000万は財政調整基金で賄いますけれども、国との関係ではこの新型コロナに対する地方創生臨時交付金の申請はしているけれども、オーケーよとなってくる見通しというのはいつ頃だと踏んでおられるでしょうか。

（市長政策室参事兼総合政策課長）臨時交付金につきましては、2億7,000万円まず繰越しをして令和3年度に活用することとしておりますが、このうち4月に4事業、ひなちゃんの3万円の特別給付金事業をはじめ4事業の7,878万5,000円、こちらをもう申請済みとなっております。

こちらについては、6月中に入金される予定となっております。その後6月補正で、今回の補正で計上しておりますキャッシュレス型消費活性化事業、こちらと新型コロナウイルス感染症対策基金、こちらも活用する予定としております。こちらについては、7月の中旬が最終の申請、実施計画の提出となっておりますので、こちらのほうにこの2事業ほか計上をして、残り、この6月補正の分を差し引きますと大体約1億2,000万円が交付金が残るといので、こちらを活用していくので、申請が7月中旬になりますけれども、交付のほうはまだいつになるかというのは示されておられません。

以上です。

(竹田) 国の予算を見ても、新型コロナに関する部分でのきちっとした予算が、十分な予算額でないのと、今回6月16日で閉幕になる国会の中でもこうした補正が組まれていないということが明らかになっているものですから、未定だと、先ほどのいつ交付になるか分からないということです。ここでいろいろやっても、未定なものを議論しても仕方がないと思いますけれども、とにかく財政調整基金がある自治体は、それを財源としながらいわゆる新型コロナ対応をできますけれども、財政調整基金がそんなに多額でない自治体というのは非常に苦労していくというふうに私は思いますが、まずその私の認識でいいのかどうか確認をするのと、今回の財政調整基金8,000万円を活用することによって残額が幾らになるのかだけお伺いしておきます。

以上です。

(財務部参事兼財政課長) 竹田委員がおっしゃるとおり、本市におきましては潤沢とまではいきませんが、コロナ対策に対する事業をやる分ぐらいの財政調整基金の残高は持っていますので、昨年同様一旦財政調整基金から、立替えという言葉がちょっとよろしいかどうかはありますけれども、財政調整基金から一旦繰り入れて事業実施をしているところです。確かに財政調整基金の残高がないところに関しては、なかなかちょっとそういった対応策が厳しくなるものかなとは考えております。

それと、財政調整基金の残高についてお答えをさせていただきます。今回提出させていただきます4号補正予算成立後の令和3年度末の残高見込額ですけれども、約11億6,000万円（P. 23「約11億600万円」に発言訂正）となる見込みとなっております。

以上です。

（竹田）11ページと13ページで関連がありますので、先ほど田中委員が質問をしていて、いわゆる県の市長会の会長になられた原口市長の下で総合政策課の職員が県に派遣をされているということでの諸収入があって、わけですけれども、ということは総合政策課の職員の配置状況と仕事量というところではどうなのかな。とりわけまちづくりアンケート、第6次総合振興計画に基づくアンケート、実は私も受け取りました。たくさん質問項目があって、こういうまちづくりアンケートというのは意図するものがよく分かったというか、例えば新型コロナでお困り事ありませんかというので、他の議員が質問していましたけれども、それに対応して今後コロナ対応としてどういうことをやっていくのだと質問したときに今アンケートを取っていますと、それに基づいたコロナ対策を市としてやっていきたいというふうな説明がありました。そういう点からいうと、新型コロナでお困りのことありませんかという質問があったのですけれども、3点しか答えられなかった。いっぱいあるにもかかわらず、3つだけお答えくださいというアンケートでした。市が行っているコロナ対応についてよかったと思われることは何ですかという質問は、3つではなくて幾つでも丸をつけてくださいという設問だったので。これで私は市のやっていることは全てよかったわといって全部丸つける人もいれば、3つだけの人、設問の仕方によってどういうまちづくりをしようとしているかということがこの中で、そうなのだ、アンケートというのはやっぱり設問の仕方によって導かれる結論も出てくるかなんてちょっと思ったのですけれども、そのくらい大変なことをやっておられる総合政策課の職員が1名いなくなるというのは、仕事量との関係でどうなのかちょっと心配をしているものですから、総合政策課の職員の配置状況と仕事量はいかがなのか、まずお伺いします。

(委員長) 答弁の前に財務部参事兼財政課長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(財務部参事兼税務課長) すみません、申し訳ありません。先ほどの竹田委員のところで財政調整基金の残高見込みを申し上げる中で、私のほうで11億6,000とお答えをさせていただいたというふうになっております。申し訳ありません。正しくは約11億600万円となります。すみません。申し訳ありません。訂正のほうお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(職員課長) 総合政策課の職員の配置状況と仕事量でございます。総合政策課につきましては、4月1日現在10人の職員を配置しております。課長1名、企画担当7名、シティプロモーション担当が2名ということで、令和2年度末が8人おりました、2名の増員をしております。また、仕事量につきましては、各種事業の企画立案ですとか部署間の調整など難易度の高い業務を担当しており、多忙な部署であるというふうには認識をしております。

以上です。

(竹田) 職員課長が答えるのか、その担当の課長が答えるかによって見る角度違いますから、だから、ということは8名だったのに2名増やして10名だけれども、今回の県への派遣によって9名ということでしょうか。

(職員課長) 9名でございます。

(竹田) 私、その中で非常に懸念をしてくるのは、その次の質問で職員全体の今の職員の配置状況と仕事量というところで、今新型コロナワクチン接種推進チームという特命チームをつくっていて、その特命チームを中心に庁舎の中で横断的支援を行っていますよね、横断的支援。だか

ら、特命チームのやる仕事があまりにもたくさんあるので、横断的な、各それぞれの課から何人か行って横断的にやっていくという状況の中で、この職員全体の配置量と仕事量というところで非常に懸念をしているのです。皆さんの健康状態と、心身ともに疲れてくるといい発想にもなっていない。そういう中で健康状況になると、先日6月4日に具合が悪いと言って帰っていった職員が亡くなりましたよというのは議会の中でも職員の訃報として報告されて、どんな状況でどうだったのかはちょっとあれですけども、そういうふうに仕事量が増えてくる状況なのと、それから職員の健康状況というのはどんなふうに捉えておられるのかお伺いします。

（職員課長）職員の配置と仕事量でございますけれども、そういった仕事量、配置の把握に関しましては、時間外勤務の状況であるとか年次有給休暇の取得の状況、あるいは職員相談、また年2回実施をしております課長ヒアリング及び部長ヒアリングにおきまして、当該年度の現状の確認と次年度に向けた仕事量や職員の増減等の意向を確認をして配置を行っているところでございます。

以上です。

（竹田）諏訪議員がこの点については、職員の仕事量と適正配置の問題は一般質問しますので、だけれども先日、私3月30日の日に夜10時半くらいに庁舎の前を通ったらこうこうと電気がついていたので。3月30日というのは異動の内示があって、いろいろと残務整理をしなくてはいけないとか、次の引継ぎのために整理しておかなくてはいけないというちょうど時期だったと思うのですけれども、3月30日に最終的にタイムカードというのですか、今カードでやっていますけれども、その人たちの帰った時間というのは、いわゆる時間外勤務というのは申告ですよ、あくまで。上司に申告して、では実際に帰るかどうかというのは出退庁はこのカードでやりますけれども、その差というのはどんなふうに捉えておられますか。

（職員課長）時間外勤務の状況につきましては、基本的に所属長立会いの下、行うということになっております。そうしますと、当該所属職員

の管理については所属長が立ち会っておりますので、その状況を把握しており、退庁時間ももちろん把握をしているというふうなところでございます。それぞれの所属において、しっかりそこは把握されているというふうに認識をしております。

（竹田）では、所属長立会いの下に時間外勤務が行われているということですね。ということは、職員が残業している間は所属長である上司の部長さんとか課長さん、課長さんが所属ですから、課長さんも一緒に残っているという認識でよいのかどうか。今のご説明はそういうこと、だから課長さんは管理職だから、職員がいる限りその課長席にいるか、どこで管理しているか分かりませんが、そういう認識でよいのかどうか確認をします。

（職員課長）基本的に所属長、あるいは所属長が同席というか、確認ができない場合につきましては副課長あるいは主幹といった管理監督職が同席の下、時間外勤務を行っているというふうなことでございます。

（竹田）副課長までは管理職ですね。

（職員課長）主幹までが管理職手当の受給対象でございます。

（竹田）分かりました。では、主幹までが管理職ということは、自ら残業しているいわゆる主幹の方、課長さんとか副課長さんの方も多いのですけれども、その人たちは管理職手当はつくけれども、例えば12時まで残ったとしても管理職手当はつかないという状況の中で自らの仕事をやらざるを得ない、主幹としての仕事というのをやらざるを得ないということを見ると、本当に責任感があって頑張っているというふうにと考えると、労働時間に対する手当との関係では私はまだまだ mismatch があるのではないかとこのように考えますが、その点はいかがでしょうか。

（職員課長）副課長、主幹といった監督職につきましても所属長がその部分、どういった業務をやっているかというのは管理をしております、時間外の積み上げどのぐらいになっているのかというふうな負担の割合も把握をしているというふうに認識をしておりますので、それぞれの所属においてしっかり管理が行われているというふうに思います。

以上です。

（竹田）しっかり管理しているということと出退庁の関係で私がある方から得たのは、その人は管理職だったのですけれども、だから管理職手当をいただいています。仕事もしている。だけれども、実際にその3月30日、その方が退庁したのは午前零時過ぎだったそうです。そういう働き方をしている、管理職だからということで適切な職員の健康管理というところで維持できているのか。適正にというふうに先ほどおっしゃっていましたが、これが適正だという認識でいいのかどうか確認をします。

（職員課長）確かに3月30日というふうなところだと、異動の内示が出まして、その後引継ぎ業務、限られた時間の中でやっております。そういった部分では時間外勤務、深夜に及ぶようなことも考えられます。ただ、そういったことが連日続かないように管理をするという部分もあります。毎日遅ければそれだけ体に負担がかかりますので、そういったことが連日にならないよう管理をしていくというところでございます。

（竹田）私が一番最初のこの職員の配置の問題で最初に入ったのは、新型コロナのこの時期に横断的な対応をしているという体制はあるのですね。その点はちょっと確認します。

（職員課長）横断的支援を実施している部分もでございます。

（竹田）横断的支援を行うということは、その日は、そのときは自らの仕事をこちらに置いて、いわゆるコロナ対応に、新たな例えばワクチン接種の推進チームの仕事もするということは、自らの仕事もあるけれども、このワクチン接種のためにやるということですから、仕事量は倍になるわけです。だから、さっきも言ったとおり3月30日は、平時のときの3月30日ならいいですよ。もう新型コロナの感染が広がり始めて緊急事態宣言が出されているときの中です。そういう中で適切だというふうに考えることそのものがどうなのかなって思うのです。ですので、先ほど3月30日は異動の時期で仕方がないというふうにおっしゃいますけれども、本当に職員の健康状況や仕事量を考えたときに、やはり例えば異動の告示、内示というか、それをやる時期を考えていくとか、それか

らあと異動の、1年交代でこの中では異動になった方もいらっしゃると思うのですが、そういう部分も含めてやっぱり職員の健康状況や全体の仕事を考えた対応をしていく必要が、私は職員の配置の問題も含めてどうなのかということだけ、ちょっとここだけ、最後の質問とします。

（職員課長）仕事量と職員の健康状況というのは、繰り返しになりますけれども、時間外の状況ですとか有給の取得状況ですとか、それぞれの新しい業務が入ってきたときの状況ですとか、次年度の業務の方向性ですとか、そういったものを勘案しまして人事配置を行ってまいりたいと考えております。

（委員長）竹田委員、おおむね30分という、もう30分超えてしまっているの、最後の質問にさせていただきますか。

（竹田）最後の質問にします。13ページの本庁舎維持管理事業です。これは、サーマルカメラをやっていただいたり、パーティションをつけていただくということですが、やさしさ支援課においてはこのパーティションはDV対応のためとかいろいろ具体的にあつたのですけれども、資産管理課で持っているパーティションはどこにつけるご予定なのか、まずお伺いします。

（財務部参事兼資産管理課長）資産管理課のほうに計上されていますアクリルパーティションにつきましては、9台を予定しておりまして、こちらにつきましては副市長応接室に設置する予定としております。

以上です。

（竹田）9台で副市長室に対応するということでした。ちょっと全体の中で見ていただきたいと思うのですが、例えば道路課は今度きれいになって高いカウンターになっていますよね。だけれども、道路課にあるパーティションというのは隙間がある中で3台とか4台くらいになっているのです。ですから、全体の来庁者との関係で見ていただきたいと思うのですが、今後も担当している部署で来庁者の多いところは、パーティションがあるところではないところでも話しているという状況もありますので、ぜひ調査をしていただいて、適切に飛沫対策とい

うか、コロナ対策をやっていただきたいというふうに考えますが、その点どうでしょうか。

（財務部参事兼資産管理課長）アクリルパーティションの各課の配置につきましては、それぞれの課のほうから要望を受けまして設置をしております。副市長のほうは副市長室ではなくて副市長応接室でして、こちらのほうはやはり会議が多いですとか、それから来庁される方がいるというようなことで今回設置するということにしております。

以上です。

（中野）それでは、通告した中で議案第68号の財政調整基金については竹田委員のほうから11億600万という答弁がございましたので、これは割愛させていただいて、次の11ページの22款6項4目4節の雑入において埼玉県市長会給与等の交付金298万、これについて、これも答弁がありましたので、それを受けてちょっとやっていきたいと思うのです。先ほど答弁の中では、これは5月1日付で今言ったように埼玉県の市長会のほうへ1名派遣しているということで、この298万の算出根拠について聞いた答弁では、これは交通費、それからあと給与については2分の1って聞きました。ですから、そういう点では交通費とか、それから交通費の2分の1、これを四半期ごとという答弁がございましたけれども、その交通費と給与の2分の1、この四半期の合計が298万なのか年額なのか、ちょっとその辺最初伺っておきます。

（職員課長）年額でございます。

（中野）そうすると、これから交通費を差し引いて、それでなおかつ2分の1と。すると、これを倍にすればその行った方の大体年収ということで取っていいのか、そういう理解していいのかということ伺います。

（職員課長）共済等負担金につきましても2分の1というのがありますので、支給される額とは変わってきますけれども、おおむねでいきますと給与費の2分の1で、あと通勤手当は全額ということになっておりますので、そういう形でございます。

（中野）そうすると、今言ったように交通費あるいは共済費、それから給与、含まれるのはそんなものだというふうに理解しましたけれども、

そこでお聞きしたいのは、一般論として派遣ということになると、これは労働条件、有給だとかその他時間外扱い、こういうものについての一般的な取扱いは派遣元に従うというのが派遣に対する一般的な考え方です。したがって、俗に言う労務管理として有給の取得あるいは時間外、こういうものの労務管理については全てこの市長会のほうに任せる。例えばその人の持っている有給休暇、鴻巣市における有給休暇、これが向こうの労務管理上、例えば何年度は5日取りましたといたら、それはあとは市として付与した日数から例えば5日引いて、また次年度付与というようなやり方でいいのかどうか。

それともう一つは、工作中災害があったとき、業務災害あったときのこの補償について具体的にどのようにしていくのか、そういう取決めが市長会との間でできているのかどうかについて伺います。

（職員課長）派遣職員の勤務条件につきましては、派遣の関係の協約書によりまして埼玉県市長会の関係規定を適用するということになっておりますので、有給等につきましてもうちのほうで取った部分がそのまま引き継がれて市長会のほうでの引き続きの日数になっていくというふうに考えております。

災害補償に関しましては、甲乙協議して定めるというふうなことで、甲乙協議して行うものとするということで協約書のほうになっておりますので、その協議を行いまして、どのような形でやるかということになります。

（中野）そうすると、今の答弁の中でちょっともう一度だけ確認したいのですが、例えば埼玉県央広域事務組合なんか派遣した場合は給与については市が払って、その分今度は県央のほうから市のほうへ受けて雑入に入ってくるのです。今回の会計処理上も、今言った市長会についても県央と同じような取扱いをするというような理解でいいのか伺っておきます。

（職員課長）一度市のほうで職員に給与の支払いをします。そうすると、四半期ごとですので、例えば4月は行っていませんけれども、5、6月分について市のほうから市長会のほうへ請求いたしまして、市長会の

ほうから市のほうに交付されるということでございます。

(中野) 今の議案第68号の、これ通告した内容に基づいてなのですが、通告外で花のある暮らし応援事業についてちょっとお聞きしたいのですが、よろしいですか。

(委員長) 答弁できるものであれば。

(中野) 先ほど田中委員のほうから質問があったとき、私令和3年度の当初予算見ているのです。便利ですよ、なくていいのだ、ここに入っているのだから。当初予算見たら確かに524万2,000円になっています、当初予算は。その中で財源内訳見ると一般財源が262万1,000円、そして国県支出金が262万1,000円、同額、足すと今言ったように524万2,000円になるのですが、今回都市競艇組合から特別補助金ということで200万出たということは、一般財源の当初の262万1,000円から単純に200万引いて一般財源からは62万1,000円と、そして国県補助が262万1,000円ですから、一般財源については200万当初予算から引けばいいという理解でいいのか伺います。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら2分の1をふるさと創造資金のほうの補助金ということで予算のほう計上させていただいておりますが、その残りの一般財源分に充当するという形で現在の予算上はなっております。

(中野) ということは、簡単に言えば、この花のある暮らし応援事業について言えば、一般財源は市としては単独一般財源というのは62万1,000円でいいという理解でいいのですね。200万が都市競艇のほうから来るから。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら花の事業として、一連の事業を全体で3,620万円当初計上する予定で予算のほう計上させてもらったのですがけれども、こちらの花のある暮らし応援事業につきましては事業内容が個人給付に該当するというので補助金の対象事業から外れておりますので、こちらは全て一般財源で実施するような形になります。その524万2,000円のうち200万円のほうを充当するという形に最終的にはなります。

(中野) そうすると、今課長の説明でちょっともう一回、分からないのは、では都市競艇から200万入ってきたと。その200万入ってきたから、当初予定の262万1,000円が200万入ってくるということは、当初予算の200万というのはどこ行くの。補正出ていないよ。

(市長政策室参事兼総合政策課長) こちら当初予算では県の補助金のほうを予定しておりましたが、該当しないことになりましたので、減額の財源更正につきましては今後補正予算、または決算等で議会のほうに提案をさせていただきたいと思えます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第68号 令和3年度鴻巣市一般会計補正予算(第4号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書の作成につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前 11 時 13 分)